

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>【本編】</b>            Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点            Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理            Ⅲ－４－７ 子会社等            (略)            (注１) (略)            (注２) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号『<u>連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い</u>』（平成 10 年 12 月 8 日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。  <u>(新設)</u></p> <p>(注３) (略)  <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>【本編】</b>            Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点            Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理            Ⅲ－４－７ 子会社等            (略)            (注１) (略)            (注２) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該銀行が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かにかかわらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、<u>企業会計基準適用指針第 22 号「<u>連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針</u>」</u>（平成 20 年 5 月 13 日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。</p> <p><u>(参考) 連結財務諸表を指定国際会計基準等（銀行法施行規則第 14 条の 7 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。</u></p> <p>(注３) (略)            (注４) <u>銀行グループの業務範囲についても、主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-1 (2) に準じ、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとする。この際、銀行グループの範囲は、主要行等向けの総合的な監督指針 V-1 (2) に準じ、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとし、連結財務諸表を指定国際会計基準等に従い作成している場合には、指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。</u></p> <p>(注５) <u>銀行グループが指定国際会計基準等を適用する場合、法第 16 条の 4 で議決権取得制限（いわゆる 5%ルール）の例外として許容されている行為（例えば、中小企業等経営強化法に関連したベンチャー投資、DES（デット・エクイティ・スワップ）、担保権の実行）は、その結果としてグループの範囲が広がるものであっても、特段の制限</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p>	<p><u>を受けるものではない。</u>            (注6) <u>銀行が適用する会計基準を変更することのみを原因として、従来は銀行グループ外とされていた会社又は会社に準ずる事業体が当該銀行の子会社等となる場合、銀行の他業禁止の趣旨の潜脱を防止する観点からは相応の期間内（原則として1年以内）に所要の措置を講ずることが望ましい。</u></p>
<p>Ⅲ-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性            Ⅲ-4-9-3 銀行に求められる開示の類型            (1) (略)            (2) (略)            (3) (略)            (新設)</p>	<p>Ⅲ-4-9 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性            Ⅲ-4-9-3 銀行に求められる開示の類型            (1) (略)            (2) (略)            (3) (略)            (4) <u>会計基準</u>  <u>特例会計基準等適用法人等にあつては、Ⅲ-4-9-4に記載されている留意事項について、一部異なる取扱いが存在するので留意すること。</u></p>
<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項            Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項            (1) (略)            (2) 個別の記載項目についての留意事項                ①～⑨ (略)                ⑩ <u>「銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類毎の区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。</u></p>	<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項            Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項            (1) (略)            (2) 個別の記載項目についての留意事項                ①～⑨ (略)                <u>(削除)</u></p>